

平成 30 年度 低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」

FS 委託業務 公募要領

平成 30 年 3 月 7 日

環境省環境再生・資源循環局

環境省では、福島復興再生特別措置法に基づく特定復興再生拠点区域等の「復興」と「低炭素化」の両立に向けた取組を推進するため、平成 30 年度低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS 委託業務（以下「本業務」といいます。）を実施することとしております。本業務の概要、応募要件及び対象等の留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いします。

本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目次

1. 本業務の目的と概要
2. 本業務の応募条件及び実施体制
3. 本業務の対象、実施期間等
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募書類及び手続
6. 応募にあたっての留意事項
7. 問い合わせ先
8. その他

1. 本業務の目的と概要

東日本大震災から約7年が経過し、廃棄物等の処理を通じた環境再生はもとより、福島などの更なる復興に向け、地域創生・活性化につながる産業の創生や、それを契機とするまちと暮らしの活力創出などの「未来志向の取組」が求められる新たなステージを迎えつつあります。

他方、我が国の2030年度の温室効果ガスの削減目標は、2013年度比で26%減としており、この目標の達成に向けて、地方公共団体や地域の業務所・工場等との連携のもと、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などに取り組んでおります。

本業務は、福島復興再生特別措置法に基づく特定復興再生拠点区域を対象に、地域全体の「復興」と「低炭素化」の両立に向けた取組を推進するため、環境再生業務と連携しつつ低炭素の視点を最大限ビルトインした地域復興の絵姿（「復興×低炭素まちづくり」計画）を描くことを目的としております。

2. 本業務の応募条件及び実施体制

(1) 応募できる者の条件

- ①法人格を有していること。
- ②平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類の提出期限までに、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ③環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

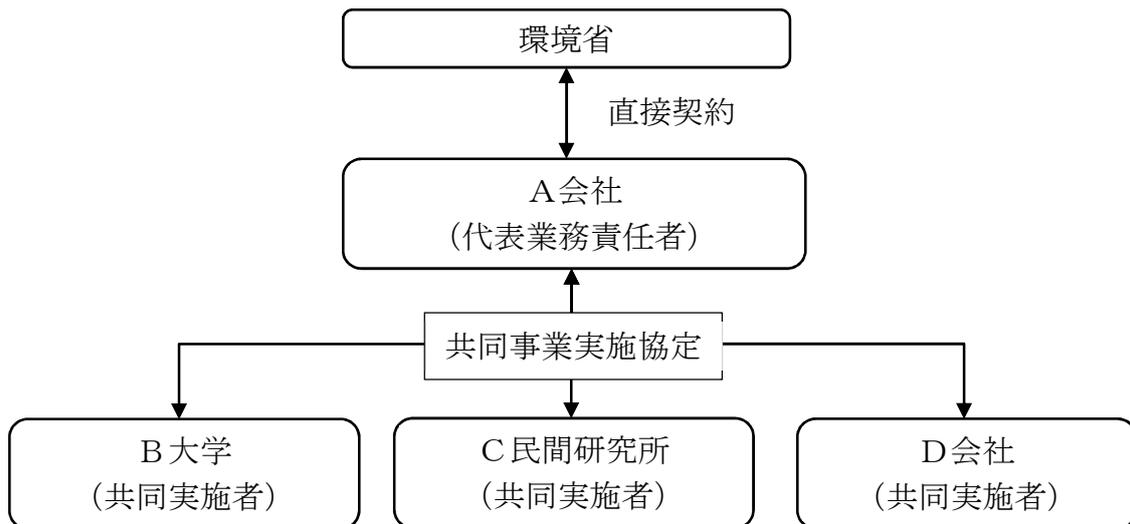
(2) 業務の実施体制

本業務は、複数の業務者等が共同で行うことも可能です。共同実施の場合、代表業務責任者（1者）が本業務の応募者となり、応募者以外の業務者を共同事業実施協力者（以下「共同実施者」という。）とします。代表業務責任者は、本業務に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、業務が採択された後は、円滑な業務執行と目標達成のために、共同実

施者を代表してその業務推進に係るとりまとめを行うとともに、業務の共同実施者との役割分担を含む業務計画の作成等、業務の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。共同実施者との契約方法は下記のとおりです。

【原則】

代表業務責任者と環境省が直接委託契約を結び、他の共同実施者とは、代表業務責任者を含む共同実施者間で共同事業実施協定を締結する。業務の実施体制は環境省担当官が承認した場合を除き、業務採択後に変更することはできない。



3. 本業務の対象、実施期間等

(1) 本業務の対象について

以下の要件を満たすものを対象とします。

①基礎的要件

- 1) 業務を行うための実績・能力を有し、実施体制が構築されていること。
- 2) 提案内容に、業務内容・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること。
- 3) 内閣総理大臣に認定された特定復興再生拠点区域復興再生計画を持つ地方公共団体を一つ選択して応募書類を作成すること。複数の地方公共団体を対象とする場合は、対象とする地方公共団体毎にそれぞれ応募書類を作成し提出すること。なお、複数の地方公共団体を対象とする場合は、全ての応募が採択された場合でも、それぞれの業務の実施に支障が生じないよう、十分な体制を構築すること。

②業務としての要件

- 本業務の目的を踏まえ、以下の業務要件を満たすよう応募書類を作成すること。
- 1) 地方公共団体の「復興」と「低炭素化」に資する低炭素技術等に関する知見
「福島イノベーション・コースト構想」や対象とする地方公共団体が作成した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」等を踏まえた、地方公共団体の「復興」と「低炭素化」に資する技術等のうち、本業務での検討を予定している技術等について、知見を有していること。「低炭素化」に資する技術等の例として、環境省がこれまで実施してきた温暖化対策に資する先進的な低炭素技術や資源循環技術等の

導入支援業務等が挙げられる。

2) 低炭素技術等の CO₂ 排出抑制に関する適切な評価方法

各技術等に関し、CO₂ 排出抑制に関する適切な評価方法が選択されていること。また、低炭素技術や資源循環技術を最大限導入した場合の 2020 年、2025 年、2030 年時点の CO₂ 削減量を推計する方法が示されていること。

3) 低炭素技術等の適切な実現可能性調査方法

各技術等に関し、対象とする地方公共団体での実現可能性を調査するための適切な方法が示されていること。調査に当たっては、低炭素、資源循環、維持管理コスト、需要規模等、複数の観点において検討すること。また、実現可能性が高いと考えられるものについては小規模実証試験を実施し、実現可能性調査の精緻化のためのデータ等を取得すること。

4) 地方公共団体の復興等への貢献

地方公共団体全体の復興と低炭素化の両立を実現する「復興×低炭素まちづくり」計画の作成に関し、対象とする地方公共団体が作成した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を基に、復興に向けた具体的なニーズを地方公共団体等から聴取するとともに、「福島イノベーション・コースト構想」や、福島県等の対象地域の上位計画、政府の関連計画等、本業務に必要な関連情報を収集・整理した上で、どのように地方公共団体の復興に貢献するかが示されていること。その際、低炭素技術等の導入推進、地域コミュニティの活性化、安全・安心の確保、高齢者対策、産業創出等に留意する必要がある。

5) 地方公共団体等との連携

本業務を実施するにあたり、対象とする地方公共団体に関する情報を十分に有している必要がある。また、対象とする地方公共団体や地域団体、地元企業等と密に連携を取り、業務を進めていく必要がある。

(2) 予算額について

平成 30 年度の予算の上限額は 200,000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であり、採択される提案の合計額がそれ以下となるよう、外部有識者からなる審査委員会を経て採択します。平成 31 年度も同額程度を想定していますが、平成 30 年度の業務の成果や予算の状況等により変動しますので、ご了承下さい。

(3) 業務実施期間等について

原則として契約日～平成 31 年 3 月 15 日までとします。ただし、小規模実証試験等の実施にあたり複数年度で行う必要がある場合は、最長平成 32 年 2 月 28 日までの実施を可能とします。

複数年度で行う場合、初年度の年度末に環境省が設置する外部有識者からなる評価委員会において、業務の実施者があらかじめ設定した目標の達成状況等について評価し、業務継続実施の可否について審査します。業務の継続により期待される成果が認められない場合においては、計画の見直しや業務の中止を指示することがありますので予めご了承下さい。

なお、複数年度の業務の実施は、各年度における本業務の予算が確保されることを前提とするものであり、2年度目の業務の実施を保証するものではありません。また、複数年度の業務の場合に、2年度以降の業務費を見積もることになりますが、2年度以降の業務費については、評価委員会による業務進捗に係る評価結果を踏まえ、各年度開始前に所要額の調整をお願いすることもあります。

(4) 業務の開始について

採択後、環境省との当該委託契約の締結日以降（4月下旬以降を予定）に業務を開始することが可能となります。契約締結日以前の経費については、対象経費として認められませんのでご注意ください。

4. 公募から採択までの流れ

(1) 選定・採択スケジュール

公募から選定・採択までのスケジュールは概ね以下のとおりとすることを予定しています。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ① 公募開始 | 平成 30 年 3 月 7 日（水） |
| ② 質問受付 | 平成 30 年 3 月 26 日（月）17 時まで |
| ③ 回答 | 平成 30 年 3 月 28 日（水）17 時まで |
| ④ 応募書類提出 | 平成 30 年 4 月 6 日（金）17 時必着 |
| ⑤ 審査委員会による審査 | 平成 30 年 4 月中旬 |
| ⑥ 採択業務の決定 | 平成 30 年 4 月中旬～下旬 |
| ⑦ 契約締結 | 平成 30 年 4 月下旬以降 |

(2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。審査では、応募者からのヒアリングを実施することがあります。また、審査にあたって、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

①事前審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された業務内容等の各項目が「2.（1）応募できる者の条件」および「3.（1）①基礎的要件」を満たしているかどうかについて、環境省が書面による事前審査を行います。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象業務・経理・積算等）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

②本審査

事前審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会（外部有識者で構成）において、必要に応じて応募主体からヒアリングを行うなどして、「3.（1）業務としての要件」に基づいて審査を行います。

なお、業務を行うための能力・実施体制に疑義がある場合等は、外部機関を活用した審査を実施する場合があります。

※1 ヒアリングを行う場合、開催場所、日程、出席者数の制限等については、有効

な応募書類を提出した者に対して、平成30年4月13日（金）17時まで
に連絡します。

※2 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した
応募書類の説明を行うものとします。

※3 説明を行う者は、原則として、業務を受託した場合における主たる代表業務責
任者としてします。

③採択案件の決定

採否は審査委員会による審査（別添2）を基に行います。採択にあたっては、審査
結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、経費、実施体制等の変更を条件として付
す場合があります。

④契約の締結

応募の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手順の
完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではありません。

支出負担行為担当官である環境省環境再生・資源循環局長は、契約候補者から見積
書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結します。

5. 応募書類及び手続

(1) 応募書類について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下の書類とします。なお、様式の電子ファ
イル（別添1）は、環境省HPからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを
変更しない程度に代表業務責任者自らが作成してください。

①平成30年度低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS委託業務応募書類

②上記書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）

(2) 応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって、環境省へ提出してく
ださい（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は封書に入れ、宛名面に
「応募者名」及び「平成30年度低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS委託業務」
と明記してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る
方法によってください。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階
環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 FS業務担当者

(3) 提出部数

ア. 5(1)①を各6部（正本1部・副本5部）

イ. 5(1)②を電子媒体（DVD-R）にて1部（電子媒体にも、案件名・代表業務責
任者名を必ず記載すること）

※1 電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量
自体を極力小さくするような工夫をしてください。特に図表等を挿入する場合は、

十分注意してください。

※2 当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは破棄・削除します。

※3 Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものを提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は、審査の対象とならないので注意してください。

(4) 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報、本業務以外の目的で使用することはありません。

(5) 応募期間

平成 30 年 4 月 6 日（金）17 時必着

（12:00～13:00 の時間は応募書類の受付は行いません。）

6. 応募にあたっての留意事項

(1) 本業務の予算について

本業務は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定による予算です。特別会計に関する法律の規定により、用途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための評価等であって、再生可能エネルギーや省エネルギー技術に関する評価等に限定されています。このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する評価等、森林等の吸収源に関する評価等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する評価等は、本業務の対象となりません。

(2) 本業務の性質について

本業務は、環境省からの委託業務となります（補助金ではありません）。本業務の目的に合致する業務を環境省の代わりに実施するものであり、環境省の求めに応じて業務を実施する必要があることに留意して下さい。また、委託費の支払は、業務完了後の検査後払い（精算払）を原則としています。精算払とは、委託業務が終了し、受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託業務に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいいます。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

(4) 業務中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、業務の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

(5) 次年度以降の契約

委託契約は、単年度ごとの契約となります。年度ごとに業務遂行状況が良好と認められる場合には、提出された計画に基づき次年度の契約を締結します。ただし、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、本業務の内容の大幅な変更を行うことや、契約を締結しないことがあります。

(6) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された業務者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

7. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は以下のとおりです。問い合わせは、原則電子メールを利用し、他業務と区分するためにメール件名を「平成 30 年度低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS 委託業務に関する問い合わせ」としていただき、別紙 2 に内容を記載し送信してください。回答は電子メールで行います。

問い合わせ先：

環境省 環境再生・資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室 FS 業務担当者

E-mail: tokutei_haiki/atmark/env.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。メール送信時は@に変換してください。

受付期間：平成 30 年 3 月 7 日（水）から平成 30 年 3 月 26 日（月）17 時まで

回 答：平成 30 年 3 月 28 日（水）17 時まで

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募にあたり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省職員へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んで下さい。
- (3) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。
- (4) 応募書類作成に要する費用は応募者の負担とします。

(別紙1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、応募書類（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

